

# 建設水道常任委員会

令和3年5月19日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎奥村 容子	○齋藤 文夫	中川 靖広
嶋田 善行	井上 卓也	木澤 正男
伴 議 長		

## 2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	西巻 昭男	都 市 建 設 部 長	上 田 俊 雄
建 設 農 林 課 長	手塚 仁	同 課 長 補 佐	田 中 弘 二
同 課 長 補 佐	平本 吉男	都 市 創 生 課 長	本 庄 徳 光
同 課 長 補 佐	柳井孝一朗	上 下 水 道 課 長	猪 川 恭 弘
同 課 長 補 佐	上 田 和 弘		

## 3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	佐 谷 容 子	同 係 長	吉 川 也 子
-------------	---------	-------	---------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 齋藤委員、中川委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておられますので、ただいまから、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

先の臨時会で、建設水道常任委員会の委員構成が変わりました。

私、互選でこの1年間委員長を務めさせていただきます。齋藤副委員長ともどもよろしく願いをいたします。

会議に先立ちまして、新規採用職員の紹介を都市建設部長からお願いをいたします。 上田都市建設部長。

（ 新規採用職員紹介 ）

委員長

ありがとうございました。

新規採用職員の方は、退室をしていただいて結構です。お疲れさまでした。暫時休憩します。

（ 午前9時01分 休憩 ）

（ 午前9時02分 再開 ）

委員長

再開します。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名をいたします。

会議録署名委員に、齋藤委員、中川委員のお二人を指名します。お二人にはよろしく願いをいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しているとおりでございます。

初めに、1. 継続審査を議題とします。

(1) 都市基盤整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。  
本庄都市創生課長。

都市創生  
課長

それでは、継続審査、都市基盤整備事業に関することについてでございます。

はじめに、いかるがパークウェイの整備に伴う予算についてであります。

令和3年4月27日に、令和3年度の当初予算における国の直轄事業の事業計画が公表されたところであります。この中で、いかるがパークウェイの整備につきましては、2億4千万円が計上され、五百井・興留区間における用地取得、埋蔵文化財調査等が事業内容として示されております。

来年度以降も、継続的な事業促進のための予算を確保いただけるよう、国及び県に対しまして、積極的な要望活動を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、いかるがパークウェイの事業の進捗についてでございます。

三室・紅葉ヶ丘区間におきましては、周辺にお住いの皆様には、工事や交通規制など、ご不便とご迷惑をおかけしており、ご理解とご協力をいただきながら進めてまいりましたが、令和3年3月30日で本線の工事が完了した旨、報告を受けております。なお、今後、側道からの町道部分について、電線共同溝の工事を予定されております。

次に、五百井・興留区間についてであります。引き続き、事業用地の取得に向け、地権者、権利関係者との交渉が進められているところでございます。

また、埋蔵文化財の発掘調査につきましては、都市計画道路法隆寺線との交差点から東側の約4,500㎡、延長にしますと約170mでございますが、その区間の実施を予定されております。町としましても、五百井・興留区間の事業促進・早期整備に向けて、国とも連携・協力を図りながらすすめてまいりたいと考えております。

次に、JR法隆寺駅周辺整備についてであります。お手元の資料1をご覧ください。まず、今日まで、県と継続的に協議を重ねてまいりました、県と市町

村のまちづくりに関する連携協定について、ご説明させていただきます。

まず、その趣旨としまして、地域特性をいかした、賑わいのある住みよいまちづくりを進めるため、地方創生に資する駅、社寺などの拠点を中心としたまちづくりを進め、その特色に応じた機能の充実・強化を図るとともに、拠点間相互の連携を強化することによって、県全体として総合力を発揮する都市形成を目指すもので、市町村の方針と県の方針が合致するプロジェクトについて、連携協定を締結し、協働でプロジェクトを実施するものであります。

次に、3番目の連携協定の基本的な進め方でございます。資料にもございますように市町村単位の包括協定、地区単位の基本協定、事業単位の個別協定をプロジェクトの進捗にあわせて、段階的に協定を締結することとなっております。本町では、平成30年3月22日に、奈良県と斑鳩町とのまちづくりに関する包括協定書を締結しており、まちづくり基本構想の策定につきましては、令和3年5月27日に当該業務委託に係る入札を執行する予定をしております。本業務につきましては、補助率が2分の1の「市町村とのまちづくり検討事業補助金」を活用してまいります。基本構想の策定後は、②の基本協定を締結し、策定した基本構想に基づき、具体的な事業計画等を策定することとなります。さらに、次に、③の個別協定として、当該事業計画に掲げるそれぞれの具体的な事業について、県の財政支援を受け、当町の地域特性を活かしたまちづくりを推進・展開していくこととなります。

裏面にお移りいただきまして、さきほど申しあげました平成30年3月22日に締結した包括協定の内容についてであります。

包括協定の対象地域として、協定を締結した本町が推進する、法隆寺及びJR法隆寺駅周辺地区におけるまちづくりの背景には、長年の課題である、法隆寺を中心とした拠点通過型観光が主流であり、地域経済の波及効果が低いこと、また、町の玄関口である法隆寺駅から法隆寺までのアクセスが脆弱であり、JR法隆寺駅周辺の商業・業務施設が少ないことがあげられます。

また、包括協定では、まちづくりのコンセプトとしまして、ひとつとして、法隆寺周辺における歴史・観光まちづくりの推進、二つとして、JR法隆寺駅周辺における交通結節機能の向上、三つとして、JR法隆寺駅、法隆寺周辺及び法起寺・法輪寺周辺における回遊性の向上と奈良公園等との広域交通のアク

セスの強化を掲げております。以上が、県と市町村のまちづくりに関する連携協定についての概要等でございます。

引き続き、県との協議・調整に加えまして、庁内での会議を行いながら、まちづくり基本構想の実現に向けた効果的かつ効率的な事業推進に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、進捗に合わせまして、適宜、本委員会にも報告してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思っております。

以上、継続審査「都市基盤整備事業に関することについて」のご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。  
木澤委員。

木澤委員 まず最初に、パークウェイのほうなんですけども、2億4千万円ですかね、予算がつくということですけども、報告の中にはなかったんですけども、県道から東側のほうですね、国のほうの動きについては何か聞いてますかね。

委員長 本庄都市創生課長。

都市創生 今、現在具体的に東側に関しては伺ってはおらないところですけども、引継ぎといたしまして、事業の、国のほうの事業評価、この辺りが整いましたら地元との調整というようなことで、引継ぎのほう受けております。

木澤委員 もう1点、連携協定のほうですけども、随時話を進めて、その進捗状況については報告いただけるということですけども、またスケジュール等はたっていないんですかね。

都市創生 先ほどの資料で申しあげますところの、基本協定につきましては、今年度中に基本構想を策定いたしまして、締結に向けて進めてまいりたいと思っております。また、地区単位でございます基本計画、こちらにつきましては、次年度

以降での調整あるいは策定を進めてまいりたいと考えているところです。

委員長           ほかにございませんか。   中川委員。

中川委員       パークウェイの法隆寺線から県道まではあと何年ぐらいで完成する目標みたいなんは、国、たててるのかな。

委員長           本庄都市創生課長。

都市創生  
課長           国の予算のつき具合等々ございまして、今、現時点で具体的に何年度完成と  
いうようなことは示されてないというところでご理解いただきたいと思いま  
す。

委員長           嶋田委員。

嶋田委員       法隆寺の駅前の整備ですけれども、これまちづくりの背景でいろいろ聞きま  
して、まちづくりのコンセプトもいろいろ聞きましたけども、斑鳩町自身が法  
隆寺駅前整備に、どのようなビジョンを持っておられるのか、それをお聞かせ  
願いたいです。

委員長           本庄都市創生課長。

都市創生  
課長           これまでから、法隆寺駅前周辺整備に関しましては、種々議論もさせていた  
だきながら、検討を行ってきたところでございます。今、現時点では、こうい  
う形でということにはございまして、県との連携協定、基本構想の策定の中  
で、県の方針等々も踏まえる中で一定の方向性を策定していきたいと考えてい  
るところですので、ご理解をお願いしたいと思います。

嶋田委員       方向性というのは、まず町がビジョンを持って、こういう方向で行くと、その  
中で県と話して、ここをこうあったけども、やっぱりこっちのほうがええなど

か、そういう感じで県と、また周辺町村と話すのが本来ですわな。なんのビジョンも持ってないのに話して、結局、県のいうとおり、ああこうでっかこうでっかで、それでやっていくつもりなんですか。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設  
部長 委員のおっしゃるビジョン等についてでございますけれども、以前、町といたしましても、また新家の区画整理、そして道路の整備も各号線の計画をたてておきまして、それに向けて進めておりました経緯がございます。ただ、現在では道路、また区画整理につきましても、一定の協力が得られないというか、連携が得られないというような状況ですので、改めてこのまちづくり連携協定をもって、当時の計画を基本にまたは変更するところは変更して、ここで新たなビジョンを打ち出していきたいというふうに思っております。基本的には駅前の整備、そして県道もしくは法隆寺へのアクセス、これを根本においていろんな方面から、またいろんな地元の話も聞かせていただいて、構築していききたいというふうに考えているところでございます。

嶋田委員 先ほど言っただけは、駅前再開発のことやと思いますけれども、それは凍結されましたわな。その駅前再開発の時には、法隆寺駅の建て替えについて、道路は1号線から5号線まで、またホールから直に法隆寺駅の南口まで通ずるような道路と、いろいろされましたわな。そのことを恐らく言うてはると思いますけれども、それから変更ある地権者の同意等得られない、それやったらそれで変更後のビジョンをもって県との話し合いに臨むべきものと違いませんか。結局何もやってないわけでしょ。ビジョンはないわけでしょ。

都市建設  
部長 道路につきましては、今、委員のおっしゃるように、1号線から5号線、それぞれ完成した号線もございますし、駅の北側につきましては、いろんな諸問題で止まっているというような状況の構成もございます。また南口につきましては、安堵王寺線という線の進捗具合も見ながら、そこにつけていくアクセス道路といったこともございまして、基本となるのは以前から計画しておりました

て、当然そこに計画も立てておりますので、それをもとに計画を考えておりますけども、いま三代川の改修もこの後に報告させていただきますけども、いろんな事業の進展、もしくは、状況が変わっていることもございますので、改めてここでそれも踏まえてまちづくり連携協定で検討していきたいというふうに考えているところでございます。

委員長 よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題とします。(1) 県事業(三代川河川改修事業)について、理事者の報告を求めます。手塚建設農林課長。

建設農林 それでは、奈良県の事業となります三代川河川改修事業について、ご報告させていただきます。

資料2をお願いいたします。資料、拡大部の斜線部分の用地及び建物については、建物が三代川河川改修事業の支障物件となりますことから、平成10年から建物の移転等に関する交渉を行ってまいりましたが、事業に対してご協力を得ることができませんでした。この度、再度、交渉に伺う中でようやく用地の単価・面積、建物の移転補償等すべての内容について合意いただきました。

既に、相手方より契約書に署名捺印を頂いた状態であり、奈良県内部での決裁が済み次第、契約締結を予定しているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、今回契約予定の物件の解体作業と並行し、北側地権者の用地のご協力をお願いしながら交渉に取りかかる、また、踏切までの区間で継続して用地交渉を進めると聞いております。

今後とも地権者のご理解を頂けるよう、県と連携しながら事業を進めてまいります。



以上、県事業（三代川河川改修事業）についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。  
木澤委員。

木澤委員 この印してくれてはるところの交渉ができて、立ち退いていただけるということですが、ここの河川の改修計画は今後ということになるのでしょうか。もともと改修の計画があつて、立ち退いてもらったから、それを進めれるようになるという理解なのか、それかまだ計画は、これから詳細を作っていくという感じなのでしょうか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林 立ち退きしていただきましたので、当初の計画で進める計画でございます。

課長

木澤委員 その計画というのは、どういうものなんですか。

建設農林 現在の計画につきましては、河川整備計画に基づいて計画を進めているところでございますが、こちらの計画につきましては、3年確率の降雨で対応できるという河川計画であり、その計画に基づいて整備を進めていくと聞いております。

木澤委員 具体的にどういうふうになるって言うの、口頭で言うの難しいかもしれませんが、だから今この角ってなっているのを真っ直ぐするんですとか。

建設農林 この図面に示しました形でいいますと、まっすぐ北に進めていく、拡幅していくような計画でございます。

木澤委員 また次回で構いませんので、計画の図面というんですかね、資料で。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前9時18分 休憩 )

( 午前9時19分 再開 )

委員長 再開いたします。ほかに。 嶋田委員。

嶋田委員 これ今まで、これは僕が議員になる前からの話だったと思いますけど、今まで長引いてたんは、恐らく、今回用地オクケーされた、承諾されたところが問題だったと思うんですけれども、これ、踏切までの区間はどうなってます。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 現在、ご協力いただきましたすぐ北側に用地が1件ございます。そちらのほうは補償これからさせていただくということで、そこから北にいきますと、建物がないところがございまして、そこまでは用地が完了しているところでございまして、次に建物が1軒、本屋さんが入っている建物、そして、喫茶店のある建物、その隣が、喫茶店はあるんですけれども、用地のほうがかかる物件等ございまして、建物でいきますと3軒残っております、この3軒につきましては、補償調査は実施完了しております、順次交渉に入っているということでございます。

嶋田委員 ほんだらまだ承諾はしはらへんということですか。結構です。

委員長 よろしいでしょうか、ほかにございませんでしょうか。

( な し )

委員長 次に、(2)国事業(大和川遊水地整備事業)について、理事者の報告を求

めます。 手塚建設農林課長。

建設農林  
課長

それでは、国事業であります、大和川遊水地整備事業について、ご報告させていただきます。

令和2年12月7日の当委員会において、大和川遊水地建設予定地周辺自治会への説明といたしまして、法隆寺第三団地自治会に対して令和2年12月6日に自治会の評議員約31名に対し説明会を開催した事を報告させていただきました。その後、法隆寺第三団地自治会内の遊水地建設予定地に近接する住民からの問い合わせが自治会長へ多く寄せられるということで、自治会内で最も遊水地に近接する班の名称が、5町会という名称でありまして、その5町会に対し自治会長より説明会を開催してほしいとの依頼がございました。

こうしたことから、本年4月25日かかるがホールにて法隆寺第三団地自治会内の5町会、48軒を対象に説明会を開催いたしました。当日は、21名の方が参加していただき、大和川遊水地の事業効果等、本日お配りしました資料3により大和川河川事務所より説明を行いました。

資料につきましては、昨年12月の当委員会で説明しました内容と重複いたしますが、当委員会の委員の改選もありましたことから、再度説明させていただきたいと思っております。資料3の表紙を一枚めくっていただき1ページにつきましてご説明させていただきます。

こちらは、昭和57年、平成19年の洪水被害の状況、近年の破堤による被害状況を説明し、大和川中上流部においては、壊滅的な被害につながる外水被害を回避することが優先であるという資料となっております。

次に資料2ページは、昭和57年8月洪水と同規模の洪水が発生し破堤した場合には大規模な浸水被害が発生する恐れ、また、その際の外水による被害を想定した資料となっております。

次に3ページについては、大和川の下流の大阪府から河道整備を進めていくと費用と時間がかかり上流の整備が遅れることから、上流部の遊水地整備と河道掘削をバランス良く整備することで中上流部の治水安全度が早期に向上するというものでございます。

次に4ページは河川整備計画の目標として、河川整備や遊水地整備等によ

り、戦後最大規模となる昭和57年8月洪水と同規模の洪水を安全に流下させることができるという資料となっております。

次に5ページは大和川中流部強靱化計画の整備箇所を記載しております。

次に6ページは、遊水地とはどのようなものかを説明しております。民地で土地を確保し、周囲堤をつくり洪水時に越流堤から遊水地に洪水を貯留することにより、大和川の水位上昇を抑え、洪水後、遊水地内に貯まった水を排水樋門から排水するという遊水地のつくり方を説明したものとなっております。

次に7ページでは、河川整備計画において予定している事業を実施することで昭和57年8月洪水が発生した場合でも、外水による浸水被害は解消するという内容でございます。

資料8ページは、現時点での目安の遊水地計画図面となっております。

次に9ページから10ページ、11ページ、12ページにつきましては、遊水地のイメージパースと断面図を記載しております。

以上が、法隆寺第三団地5町会に対して説明を行った内容となります。なお、この資料については、現時点での計画図でありイメージであるということでご理解をお願いいたします。

次に、4月25日の説明会における、主な意見といたしまして、内容を少し発表させていただきます。遊水地の完成はいつ頃になるのか、遊水地整備の工事による家屋被害にかかる補償のことについて説明してほしい、遊水地貯留量の根拠は、遊水地完成後の管理はどうなるのか、遊水地完成すると河川のハザードマップの着色エリアはどうなるのか、マップ上の着色の色は消えるのか、三代川地区の遊水地完成すると内水による浸水がひどくなるのでは、遊水地整備事業の先進地を教えてください、また見学などの機会はあるのか等、さまざまな質問がありましたが、国として回答を行いご理解をいただき説明会は終了いたしました。

今後、法隆寺第三団地自治会と協議・調整を重ねながら、ご理解を頂けるよう国と連携し事業を進めてまいります。また、説明会終了後、説明会の議事録と説明会の資料を法隆寺第三団地自治会員全世帯へ、自治会より配布したとの報告を受けております。

以上、大和川遊水地整備事業についての説明でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。  
木澤委員。

木澤委員 最後に課長報告してくれはった、意見のなかの家屋被害の意見に対する国の回答というのを教えていただけますか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林 この家屋被害といいますのは、工事に伴って重量物とか、工事の重機が入っ  
課長 て家が何かなったときの補償のことをおっしゃってまして、これにつきましては、着工前に家屋を調査し、工事後に再度調査し、その結果により、工事による影響と確認されたものについては補償させていただくという回答でございます。

木澤委員 そしたら工事期間中だけの話ということですか。

建設農林 はい。

課長

木澤委員 あと内水被害の心配については国はどう回答したんですか。

建設農林 この遊水地が完成すると内水の浸水が、遊水地の分、外に広がるのではとい  
課長 う心配でございます。こちらにつきましては、三代川地区の遊水地整備範囲の内水が整備後の周辺地域に被害を及ぼさないように、当然、対策を講じながら浸水がひどくなることのないような対策を講じていきますという回答でございます。

木澤委員 対策の具体的な中身はこれからということですか。

建設農林 当該地区についての、目安地区についての詳細な設計等々、測量等々まだ終

課長 わっておりませんので、その測量等々を行いながら、こういった対策ができるのかというのは、これから検討していくということでございます。

木澤委員 いろいろ不安なことがあって説明会を求めはったと思うんですけども、言うたら私は反対だとか、そういった強い反発のご意見等もあったんでしょうか。

建設農林  
課長 今回の法隆寺第3団地の近接する5町会ですね、5町会の48世帯のうち、21名の方が参加していただきまして、この参加していただいた方の中からの特に反対といった声はありませんでした。

委員長 よろしいでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 これはまだ時期尚早かもわかりませんが、遊水地ですね、普段は何かグラウンドにするとか、そういうふうな考えでおられるんですかね。

建設農林  
課長 当然、よそのいろんな先進地等々を見ますと、上面利用というのは行っているところはたくさんございます。斑鳩町につきましても、上面利用といたしますか、土地利用といたしますか、そういったところで利用できるよう考えていきたいと考えておりまして、内容につきましては、今度こういったものがあるのかというのは、種々検討していきたいと考えております。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 次に、(3)斑鳩町創業支援事業補助金交付事業の創設について、理事者の報告を求めます。 本庄都市創生課長。

都市創生  
課長 それでは、斑鳩町創業支援事業補助金交付事業の創設についてご報告させていただきます。

本町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本政策のひとつとして、「“世界遺産法隆寺”を核としたにぎわいと活力の創出」を掲げており、その中のひとつとして、斑鳩の特性を生かした産業の活性化と創業支援を推進することとしております。平成28年度から、創業支援員による相談事業、創業支援セミナーの開催を行い、平成30年10月には、創業支援センター“ふらっぴん♪”を整備するなど、創業支援事業を展開してまいったところでございます。さらには、平成29年度より、斑鳩町内で創業又は新規事業所の開設を行おうとする創業予定者に対する補助金制度を創設いたしますとともに、平成31年度からは、法隆寺周辺地区特別用途地区内に限定して、まちあるき拠点となる事業所を誘致・支援してまいったところでございます。

このような中、令和3年度から、第5次斑鳩町総合計画のまちの将来像「和で紡ぎ 未来へ歩む 私たちの斑鳩」の実現に向けて、さまざまな分野において、施策展開をスタートさせていただいているところでございます。

その取り組み「商工業の振興」において「新産業の創出、起業支援」として、創業支援補助金を充実し、観光振興、地域経済の発展や雇用の促進を図ることとしているところでございます。

それでは、本日、お配りをしております資料4をお願いいたします。はじめに、本事業の目的でございます。観光振興及び地域経済の発展並びに雇用の促進を図るため、町内における創業又は新規事業所の開設に係る経費の一部を支援することを目的としております。次に、補助対象年度は、令和3年度から令和4年度の2か年としております。次に、補助対象者は、斑鳩町内において、創業又は新規事業所の開設を行おうとする個人又は法人とし、法隆寺周辺地区特別用途地区の区域内における重点創業促進事業の場合は、フランチャイズ契約若しくはチェーンストア又はこれに類する契約に基づく事業を行おうとする者を含むこととしております。次に、重点創業促進事業の対象業種でございます。法隆寺周辺地区特別用途地区の区域内において、創業を重点的に促進し、引き続き、まちあるき観光を推進することとしてまいります。その対象業種として、従前の制度と同じく、ひとつとして、物販販売業、観光振興に資すると認められるものに限りますけれども物品販売業、二つとして、飲食業、三つとして、自家販売のための食品製造業、四つとして、美術品若しくは工芸品の

製作業又は展示販売業、五つとして、ホテル又は旅館業、六つとして、その他、観光振興に資する事業あると町長が認める業種とし、法隆寺周辺地区特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関する条例による緩和基準に準じたものに限定させていただくこととしてまいります。

裏面にお移りいただきたいと思えます。次に、補助対象経費でございます。ひとつとして、事業所の新設に伴う改修等に係る費用でございます。なお、不動産購入費及び仮設店舗等の設置にかかる費用を除くものといたします。

二つとして、設備及び備品購入費とし、中古品購入費、車両購入費及び汎用性が高く、使用目的が補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の購入費を除くものといたします。

三つとして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じるための機器・備品等の導入に要する経費としております。現在、奈良県におきまして、新型コロナウイルス感染防止等を行う飲食店や宿泊施設の認証制度の創設をすすめられているところであり、町としましても、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた安全、安心、また快適な店舗・事業所としていただくため、奈良県における認証制度の進捗等を注視をいたしながら、当該補助対象経費の考え方を整理・調整してまいりたいと考えております。

また四つとして、事務所に係る賃借料とし、事業開始後12か月分とし、共益費及び駐車場使用料等を除くものといたします。

続きまして、補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、補助金の上限といたしましては、法隆寺周辺地区特別用途地区における重点創業促進事業は210万円、その他、町内全域に係るものでございますが60万円を上限といたします。また、賃借料につきましては、別途、補助金の上限額を設けることとし、重点創業促進事業は、ひと月あたり5万円、上限は12か月で60万円といたします。それ以外の部分につきましては、ひと月あたり2万5千円で、上限は12か月で30万円とし、かつ、それぞれ補助金額の50%以内の額を上限としてまいります。

次に、申請の受付等についてでございます。申請の受付期間は、令和3年7月1日（木）から同年7月30日（金）まで、募集件数は、重点創業促進事業が1件、予算額は210万円でございます、その他につきましては、2件、予



算額120万円とさせていただきます。

なお、(2)の募集区分ごとに、募集件数を超える申請があった場合には、公開抽選により補助対象者を決定することとし、当該区分ごとに、申請総額が予算額の範囲内であった場合は、抽選は行わず、補助対象者として決定をしてまいりたいと、このように考えております。

本補助金制度につきましては、本日のご報告させていただきました内容で、今後要綱として制定をいたしまして、令和3年7月1日から施行するよう考えているところでございます。

なにとぞ、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上、各課報告事項 斑鳩町創業支援事業補助金交付事業の創設についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。  
木澤委員。

木澤委員 きちっと整理して要綱にしていくということについては理解をしますけれども、この申請の受付ですね、今までもこういうふうに期間区切って、超えたら抽選という形でやっていたか。

委員長 本庄都市創生課長。

都市創生課長 これまでは先着順といいますか、施行後順番に受け付けをして予算の範囲内で補助をしてきたという状況でございます。

木澤委員 今回、予算実績で組んでいただいていると思うんですけど、今までは予算のほうが多くて申請件数がそれに満たない状況であったかなというふうに思うんですけど、できるだけ出店をしていただく方がいいので、予算内であれば問題ないんですけど、ただまあ、超えた場合も対応できないのかなとちょっと思いましたけど、そこはどうなのでしょう。

都市創生  
課長

いったん予算額等々の積算の中で、重点創業促進事業210万円、その他が2件で120万円ということで、予算計上させていただいております。7月に受け付けをさせていただきまして、その状況等も見ながら、1回目のこの期間に受け付けに関しましては、広報周知等々の関係もございますので、予算額を上回った場合には、抽選とさせていただいて、もしその時点で申し込みがないということになりましたら、その時点で申し込み状況等も勘案しながら、改めて仕切り直しといたしますか、再募集といたしますか、そういったことも考えていきたいなと思っております。

木澤委員

出店する時期ですね、人によって違うでしょうし、期間区切ってというやり方がいいのかどうかもやってみないと分かりませんが、ちょっとそこらへんはまた今後、実績見ながらいろいろ配慮していただきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

委員長

よろしいでしょうか、ほかにございませんか。

( な し )

委員長

次に、(4) (仮称)斑鳩町地域振興券の発行について、理事者の報告を求めます。本庄都市創生課長。

都市創生  
課長

それでは、(仮称)斑鳩町地域振興券の発行についてご報告させていただきます。本日、お配りをしております資料5をお願いいたします。

本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町民への生活支援と地域経済の活性化対策に加え、聖徳太子1400年御遠忌の周知を図るため、町民一人あたり2,800円の分の地域振興券を発行するものでございます。本事業の実施主体は斑鳩町で、事務費を含む経費につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することとし、令和3年6月の町議会定例会において、補正予算を上程させていただく予定としておりますので、よろしく願いいたします。

それでは資料に基づきまして説明をさせていただきます。

はじめに事業の概要でございます。地域振興券の発行総額は7,980万円で、令和3年6月30日において、斑鳩町の住民基本台帳に記録されている人に配布をすることといたしまして、配布対象者数は約2万8,500人を見込んでいるところでございます。発行金額は、1人につき2,800円とし、世帯主様宛に、郵送により配布をしてまいります。次に、地域振興券の内訳でございます。1,400円分の地域振興券を2枚とし、すべての参加店で使用できる共通券と中小規模店限定の限定券をそれぞれ1枚ずつとしてまいります。

利用方法は、1,400円以上の利用毎に、地域振興券を1枚利用することとし、また利用期間は、令和3年9月上旬から、年明け令和4年1月上旬を予定しております。

なお、6月議会におきまして、本補正予算案について議決を賜りましたなら、すみやかに商工会と連携をいたしまして、参加店舗の募集等を進めてまいりたいと考えております。

ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、各課報告事項（仮称）斑鳩町地域振興券の発行についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。  
木澤委員。

木澤委員 発行しはること自体別に異議はないんですけど、これ言うたら1,400円以上じゃないと使えないということですか。

委員長 本庄都市創生課長。

都市創生課長 それぞれ1,400円1枚ということで、おっしゃっていただいたとおりでございます。

木澤委員 これはなんでこの金額にしはったんですか。もうちょっと小さい金額のほうが

が使いやすいんじゃないかと思えますけど。前はもうちょっと分けていただいでましたよね。

都市創生 昨年ぐらいから、クーポン券、新型コロナウイルス関係の経済対策等々も踏  
課長 まえて、クーポン券を発行してきたところでございます。その実績をまず申しあげますと、1回目、3千円のクーポン券を配布した時が利用割合としましては約87%、2回目、1万2千円分のクーポン券をお配りをさせていただいたときは利用割合としましては96%となっていたところでございます。それぞれ、特に限定券の方は、1回目が80%、2回目が92%というところで、共通券と比べて低い割合になっておるというところで、分割することによる使い忘れ、あるいは早く使っていただきたい、とのことがございまして、今回は1,400円分を1枚、そして本人負担がないという形でのクーポン券を発行したいと考えているところですので、ご理解よろしく願いいたします。

木澤委員 たぶん、準備にかかっているやろうから今さら変更はでけへんのかなと思うんですけども、実際にやってみて使いにくいとか、そういう声ができるんじゃないかなと、ちょっと心配するんですけど、もう変更きかへんのですか。

都市創生 こちらのほうにつきましては、種々ご意見あるかと思えます。聖徳太子14  
課長 00年御遠忌の事業というようなところでの住民さんへの周知を図りたいということもございまして、そういった形での今回クーポン券にしていきたいというところでご理解を賜れたらなと思えますので、よろしく願いいたします。

木澤委員 ほんならそれ置いときますわ。  
地域振興券という名前ですけども、クーポン券とやり方は一緒ということ  
でいいんですかね。

都市創生 これまでは、500円ごとに300円または400円ということで、それぞ  
課長 れ200円、あるいは100円の自己負担額がございました。ご利用者の方に一部自己負担をお願いしておったところでございます。今回につきましては、

1, 400円分ということで、自己負担等は基本的にはございませんので、その辺を分かりやすくするために名称のほうクーポン券と、地域振興券というような形での、現金と変わらないというようなところで、こういった名称を仮称として現在つけさせていただいているということでございます。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 単純にお聞きします。2, 800円の金額の根拠はなんですか。

委員長 本庄都市創生課長。

都市創生課長 先ほど申しあげました1400年御遠忌というところで、1枚1, 400円とさせていただいたところでございます。また、これまでから3千円分、あるいは1万2千円分ということで世帯単位でこれまではお配りをさせていただいておったと、今度は町民さん1人あたりというようなところで、だいたい4人世帯の方で、4人の世帯で2, 800円でございますと11, 200円ということになってまいりますので、これまでと変わらない、いわゆる支援する額として下がらないような形で考えた中で1, 400円の2枚ということで設定をさせていただいたところでございます。

委員長 よろしいでしょうか、ほかにございませんか。 中川委員。

中川委員 1, 400円以上しか利用できないという話やけど、1, 300円のものも1, 400円払うのは可能なん。

都市創生課長 基本的には振興券のご利用としておつりは出ないという形での取り扱いは周知していきたいなど、このようには思っております。

中川委員 安くても使えるんやろ。

都市創生 はい。そう言うことですね。

課長

委員長

ほかにございませんか。

( な し )

委員長

他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。  
本庄都市創生課長。

都市創生  
課長

それでは、都市創生課より1点、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業の現在の状況につきまして、ご報告させていただきます。

先に開催されました、令和3年第1回町議会定例会におきまして、令和3年2月15日付けで、株式会社呉竹荘から、令和2年度の借地料の減免に関する上申書が町長宛てに提出されたことを受けまして、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業用定期借地権設定契約における令和2年度の賃貸料に係る債権の放棄に関する議案につきまして、可決を賜ったところでございます。

当該上申書には、令和2年度の駐車場収入から管理経費を差し引きました収支差額相当額を町に納付するとの申し出内容となっております。その内容によりまして、駐車場収入等891万1,851円から、管理経費677万8,274円を差し引きました収支差額相当額213万3,577円につきまして、納入されることとなっておりますので、この場をお借りしてご報告をさせていただきます。

次に、本事業の進捗の状況でございます。株式会社呉竹荘に確認をいたしましたところ、ウイズコロナ・アフターコロナを見据え、施設を安全・安心・快適に利用していただけるよう、一部の部屋への露天風呂の設置、ビュッフェ形式のレストランの見直しなど、変化する新しい生活様式に合わせたおもてなしができるよう、設計内容の変更等について、継続的に検討をすすめているとのことでございます。

また、令和5年度の開業後の集客が見込めるよう、旅行会社などのキャリアに対して営業活動を行うとともに、全国の呉竹荘関連施設においてPRをするなど、継続的にプロモーション活動を行っているとの確認もしております。

依然、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が止まない中、4月25日から5月11日までの間で、東京都、京都府、大阪府、兵庫県において、緊急事態宣言が発令をされ、さらには、新たな対象地域を加え、今月31日まで延長されたところであり、また、奈良県では、先月27日に新型コロナウイルス感染症奈良県緊急対処方針も示されたところであり、さまざまな社会経済活動への制限が継続され、引き続き、観光産業の景況感の厳しさは長期化することも予想されているところでございます。

そのような状況下ではございますが、本年は、聖徳太子1400年御遠忌という当町にとって、大きな節目の年を迎えておりますことから、聖徳太子ゆかりの地・斑鳩町を、そして世界文化遺産のあるまち・斑鳩町を内外に広くPRすることで、観光産業の再生及び成長につなげてまいりたいと考えておりますので、日々刻々と情勢が変わる中、さまざまな観光関連団体と手を取り合い、創意工夫を凝らしながら施策を展開してまいりたいと考えております。

改めまして、当該事業の令和5年度中の開業に向け、着実な進捗が図れるよう、引き続き、株式会社呉竹荘と協議を重ねていくことに加えまして、随時、町議会へのご報告、またご相談をさせていただき所存でございますので、委員皆様方には、なにとぞ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長

猪川上下水道課長。

上下水道  
課長

それでは上下水道課からでございます。上下水道課職員における公用車事故が発生いたしましたので、ご報告させていただきます。

事故発生の日時ですが、令和3年3月29日、午後4時10分ごろで、事故の現場は神南5丁目14-36先の交差点でございます。

事故の内容でございますが、大和川堤防道路の一本北側の町道533号線を昭和町自治会館の方向から東の工事現場に向かう途中であった上下水道課職員主事 濱田輝希が運転し、主査 廣瀬善弘が同乗した公用車と、町道534号線を笠町自治会方面から大和川堤防道路に向かう三室休日診療所の職員が運転する公用車と出合い頭で衝突したものでございます。

損傷及び怪我の状況でございますが、幸い双方とも乗車していた職員には怪我はございませんでした。上下水道課の公用車としては、右前方のライト、バンパー及びボンネット部分を損傷があり、三室休日診療所の公用車につきましては、軽自動車でございますので、左前方のタイヤ部からライト、バンパーを破損し自走できないという状況でございます。

現在、物損事故として保険により対応を進めているところでございます。また、相手方への損害賠償につきましても、内容が決まり次第速やかに対応してまいりたいと考えております。

今回の事故は、見通しの悪い交差点への進入において十分に前方を確認しなかった不注意から生じたものでございまして、職員へは、特に安全運転に心がけた運転を行うよう、再度、注意しております。

こうした事故が再発しないよう、今後も指導してまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 まず1点目のマルシェのほうですけれども、私、議案には反対はさせていただきますけれども、町として援助した以上、やはりきっちりオープンしていただいて、今後発展していったいただきたいなというふうには願っております。

以前から、令和5年度中のオープンを目指すということで、なんで5年度中なのかなという疑問があったんですけれども、これは早くなるのかそういうことはないんですか。

委員長 本庄都市創生課長。

都市創生課長 こちらのほうにつきましては、呉竹荘のほうで金融機関等、融資等々の関係、あるいは今現在見られている、一般的に言われているコロナの収束の状況等々を見据える中で、令和5年度中という目標で今現在進められているということでご理解をいただけたらと、このように思います。



木澤委員 今の状況の中では、コロナの第4波、大きく広がってますんで、やはりオープンには至らないのかなというのはよくわかるんですけど、あと2年ありますけども、コロナの状況を見る中で、できるだけ早くオープンはしていただきたいなという思いもありますので、どうしても無理だったらしょうがないんですけど、そちらのほうはまた意見として伝えていただきたいと思います。

それと、公用車の事故ですけども、ちょっとこの間続いていますけど、そりゃ不注意からの事故なんでしょうけど、やはり防いでいく必要がありますけど、対策っていうんですかね、というのはどういうふうを考えてはるんですか。

委員長 猪川上下水道課長。

上下水道課長 もちろん先ほどお話しさせていただいたように、注意するというのも、まずひとつ、口頭、私のほうからも注意させてもらいましたけども、再度基本的な部分に立ち返って、教則本等も、免許取得の際にもらったような本とかもありますし、そういうのを再度読み返す中、当然、基本的に守らなければならない交差点での徐行ですとか、狭あい道路での徐行、または人の横を通るときの徐行ですとか、基本的なものを再確認するよという事で指導をさせていただいておりますので、そういった部分を度々職員のほうに指導していきたいとは考えております。

木澤委員 以前、パッカー車とか、そういう特殊車両等について事故があったときには、指導を別の方っていうんですかね、専門家の方に受けていたような記憶があったんですけど、上司なりが口頭で注意するというのも当然必要でしょうけど、なんでそんな事故になるのかっていう原因も含めてなんかそういう指導をお願いするとか、そういう対策が必要なんかどうか、ちょっと続いて起こるとそういうことにもなってくるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどう考えてはるんですか。

委員長 乾副町長。

副町長　　これは全体の職員のことになりますので、やはりおっしゃっていただいたような形で、過去にも指導員っていうんですかね、交通の指導員、警察の方に来ていただいて、講習を職員が受けたということもございますので、そういったことも最近続いておりますので、検討させていただいて、そういう形で受講するという形で検討していきたいと思います。

木澤委員　　必ず起こるものですし、怪我がなかったのは幸いだと思いますけども、やはり続けて起こってきている以上は続かないようにというか、起こらない対策をちょっと徹底していただく必要があると思いますので、副町長のほうでそう言うっていただけるのでしたら、それも含めて対策検討していただきたいと思います。

委員長　　ほか、よろしいでしょうか。　中川委員。

中川委員　　2年度の借地料ああいう形で、収まりましたけど、3年度、4年度の町の考え方はどない考えておられるか、お聞きしておきたいと思います。

委員長　　本庄都市創生課長。

都市創生課長　　ただいまの令和3年度、4年度の借地料の関係でございます。こちらにつきましては令和2年度と同様ではなく、またゼロベースでまた議会のほうにもご報告、ご相談をさせていただきながら、あるいは呉竹荘と協議をしながらどういった形がその状況に合った適切な借地料としての協議になるのかというところは、ちょっと決めていきたいなど、ゼロベースで考えていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

中川委員　　駐車場収入から経費を引いて残った分だけって、なんの痛みもない、そんな無責任な経営ってないですか。そこらもうちょっと考えてもらって、呉竹さんにも痛みを伴うような、町だけが泣き寝入りするようなね、そんなんでは

またほかの議員さんの理解も得られないかわかりませんので、そこらもしっかりと考えたうえで協議をしていただきたい、そのように申しあげておきます。

それと、職員の事故ですけど、いつも職員が一方的に悪いように聞いてしまいがちやけど、相手から例えば当たってきて、避けように避けられへんと起こった事故もあるやんか、だからその事故の割合も、ちょっとこれから、こんな内容で今、示談進めているので、8，2で相手が8割の過失でしたとか、示談の時には出ているねんから、そういう報告もしたほうがええと思う。今のところはまだ過失もなんも出てないねんやろ。

委員長 猪川上下水道課長。

上下水道課長 正式なところまではまだ出ておりませんが、通行の交差点の衝突の状況から見ますと、こちらが左方優先側になっておりましたので、おそらく過失割合としては、向こうが6分、こちら4分というような状況ではないかと、今考えております。

中川委員 そやから優先道路、確実な優先道路やったら、そっちが過失低くなるし、どっちも同じ道路であれば、左方優先で、今公用車の右角やって言ったから、左が左方やなど、自分が勝手に理解しててんけど、そういうことも説明したらんと、100%職員が悪い事故みたいに聞こえるからな。  
今後、またそんな説明してあげてください。

委員長 ほかにございませんか。 伴議長。

議長 借地権の話ですけど、基本的に経費を差し引いてということで説明を受け、議会として判断した。だけど、実際その観光駐車場に呉竹さんの方が来られて、何かされているとか、そういうふうな感じは私は見受けられない。基本的に予約とかいろいろあれば、正直、うちの観光協会、そのあたりが関わっているんちゃうやろか。実際、そのの駐車場に対してどんな経費がかかり、そのあたりちょっとわからんとこありますねんけど、呉竹さんが、実際表現が悪いけ

ど、見た目からみたらおんぶに抱っここのように見えているところありますねんわ。私自身から言えば。ちょっとそのあたりもう少し詳細に教えてもらえまへんやろか。

委員長 本庄都市創生課長。

都市創生課長 先ほど申しあげました経費の677万8,274円、この中の大方が、その駐車場の管理をされている人件費として計上されているというところでございます。ほとんどの経費になっているということでございます。

議長 人件費って、結局その方は斑鳩町に來られて在駐されているような感じの、イメージからすると、よそ、また奈良市の自分とこ経営されているホテルでもやってはって、そしてこっちのほうとはどいういう形になっているのか、わかりませんねんけど、基本的にバスとか、ある程度台数もあるし、予約っていうのはあると思いまんねん。駐車場も、そんな予約を受け付けたり、そんなんしてはるのほんまにいてへんでできるねんやろかとか、そんな感じも、いてはらへんかった場合でっせ、いてはるように、僕、この方吳竹の方ですんねんと見たことありませんし、ここに来てくれてはりまんのか、その辺どうでんの。

都市創生課長 駐車場の関係でございすけども、現場で駐車料金の収受等は吳竹荘の職員さん、社員さんということになっておりますので、その人件費がおおかたを占めておるというところでご理解いただきたいと思ひます。

議長 そりゃそうですわな。吳竹に雇われた方が、そこでやってはる。すんません。ただ、予約取ったり、そんなんがああボックスの方がされているように思ひませんねん。その辺の総合的な管理ですな、ちょっと僕表現悪かったですわ。管理されているのはどうなってまんねんやろ。

都市創生課長 従前の駐車場の運営と同じく、今、おっしゃっていただいている予約に関しては、事前予約ということはしてないというところでございまして、当日来ら

れて、駐車されている間に料金を収受する、あるいは駐車場所の案内をするというようなどころでの現場での職員さんの人件費がおおむねを占めているというところがございます。

委員長 ほかにございませんか、報告。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。  
続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。  
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。  
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長 ( 町長挨拶 )

委員長 これをもって、建設水道常任委員会を閉会します。  
お疲れさまでした。

( 午前10時05分 閉会 )